

長野県環境審議会議事録

日 時：令和5年7月28日（金）

午前10時00分～午前11時20分まで

場 所：長野県庁本館棟特別会議室

出席委員

新芝正秀委員、梅崎健夫委員、梅田実生子委員、大島明美委員、太田寛委員、

大和田順子委員、清野みどり委員、小林泰委員、辻明子委員、中川博司委員、

宮原則子委員、内藤和久特別委員代理、酒向貴子特別委員、竹内宏特別委員代理、

山崎敬嗣特別委員

以上 15 名

長野県環境審議会議事録

(令和5年度 第2回)

日時 令和5年7月28日(金)
午前10時00分～午前11時20分
場所 長野県庁本館棟 特別会議室

| | |
|----|--|
| 司会 | <p>定刻となりましたので、ただいまから令和5年度第2回長野県環境審議会を開会いたします。本日の司会を務めます、環境政策課企画幹の神津です。よろしくお願いいたします。</p> <p>本日の審議会開催に当たりましては、希望する委員の皆様はWEBでの参加となっております。</p> <p>会議に先立ちまして、特別委員の交代についてお知らせいたします。名簿に記載のとおり、7月の人事異動により国土交通省北陸地方整備局の池田裕二特別委員に代わりまして、信太啓貴特別委員が就任されました。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>次に、委員の出欠の状況をご報告します。</p> <p>都合によりまして、打越委員、加々美委員、櫻井委員、宮原委員の4名からご欠席のご連絡をいただいております。</p> <p>また、信太特別委員、八尾特別委員におかれましては、名簿に記載の出席者に委任をいただいております。</p> <p>これによりまして、本日の審議会は、委員数19名に対しまして、出席者15名で過半数の出席となります。長野県環境基本条例第30条第2項の規定により会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。</p> <p>なお、同条例第29条及び環境審議会運営要綱第6条に規定する特別委員の審議案件に該当するものは、本日は審議事項イのみですが、会議の運営上、特別委員の皆様には冒頭よりご出席をいただいております。</p> <p>続いて、本日の会議資料のご確認をお願いいたします。事前にお届けしました資料は、次第、名簿、会場図、本日の審議事項であります資料1から資料2となっております。</p> <p>また、机上配付、または本日メールによりお配りしたものが、審議事項イの諮問文でございます。資料につきまして、不足はございませんでしょうか。</p> <p>それでは、これから議事に移ります。議長につきましては、環境基本条例第30条第1項の規定により会長が務めることとなっておりますので、梅崎会長に議事の進行をお願いしたいと思います。</p> <p>どうぞよろしくお願いいたします。</p> |
|----|--|

| | |
|--------------|---|
| 梅崎会長 | <p>それでは、議長を務めさせていただきます。委員の皆様のご協力をお願いいたします。</p> <p>早速議事に移りたいと思います。</p> <p>1件目は、審議事項ア「地域と調和した再生可能エネルギー事業の推進に向けた条例の制定について」でございます。</p> <p>本件については、6月の第1回審議会での中間報告後、パブリックコメントの実施及び地域と調和した再生可能エネルギー事業の推進に関する専門委員会での議論を経て、答申案が示されているものであります。</p> <p>まずは幹事から、改めて諮問の趣旨及びこれまでの経過等について説明いたします。その後、専門委員会からの報告を、田中委員長からご説明いただくことにしたいと思います。</p> <p>それでは、幹事の説明をよろしくお願いいたします。</p> |
| 平林ゼロカーボン推進室長 | <p>ゼロカーボン推進室長の平林と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>まず、資料1-1をお願いいたします。</p> <p>3ページをご覧ください。令和5年3月17日に、当審議会に地域と調和した再生可能エネルギー事業の推進に向けた条例の制定について諮問し、ご意見を求めたところでございます。</p> <p>諮問の趣旨としては、3ページのとおりでございますが、太陽光発電事業そのものは固定価格買取制度が導入された2012年度以降、2014年度の2,375件をピークに、固定価格買取制度の改定等に伴い年々減少傾向にあるところでございます。</p> <p>直近の数字ですと2022年度において216件まで減少しているところでございますが、近年、地上設置型の太陽光発電事業は、防災面や環境・景観面への懸念から、地域住民の皆様と事業者との間で課題となる事例も多く、太陽光発電事業の適正な普及を図る観点から、一定のルールが必要になると考えたところでございます。</p> <p>関連しまして、県土の約8割、105万haを森林が占める我が県においては、林地開発許可面積が約426ha、県森林面積の0.04%に相当しますが、その森林が太陽光発電事業に開発され、県民の皆様の関心の高いところとなっているところでございます。</p> <p>加えまして、今後はオフサイトPPAなど固定価格買取制度によらない新たなビジネスモデルの拡大が見込まれ、それらにも対応できる実効性のあるルールが必要となることから、既に条例が設置されている市町村条例と相互に補完する形で、県が広域的に条例を制定し、その検討に当たり本審議会の審議を求めたところでございます。</p> <p>同じく資料1-1の5ページをお願いいたします。</p> <p>本年3月30日に条例検討のための専門委員会を設置し、本日も</p> |

出席いただいている田中信一郎委員長の下、検討を進めてきたところでございます。

専門委員会の委員の皆さんは、資料1-1の2ページのとおりでございます。

戻っていただきまして、資料1-1の5ページ、専門委員会は、3月の第1回から先日の7月21日間での計4回、5月の第2回では有識者、関連団体を招いての公聴会を実施したところでございます。

その間、市町村への説明、意見照会、加えて6月28日から7月12日までパブリックコメントを行ったところです。パブリックコメントにつきましては、同じ資料の13ページとなります。パブリックコメントに合わせまして、県内4か所でのリアル開催の説明会、夜間にしか対応できない方もいらっしゃると思いますので夜間にオンラインの説明会を行い、募集結果として92件、24名の方からご意見をいただいたところでございます。

意見の概要につきましては、14ページのとおりとなります。

戻っていただきまして、資料1-1の5ページをお願いいたします。また、6月1日の前回の環境審議会では、中間報告としてそれまでの検討状況の報告を行い、審議会本会の皆様にもご意見をいただき、専門委員会にもお伝えしながら、本県にふさわしい条例の在り方についてご検討を深めていただき、第4回専門委員会において審議会への検討の趣旨を取りまとめいただいたところでございます。

説明は以上になります。

梅崎会長

ありがとうございました。

それでは、田中委員長から、専門委員会の報告をお願いいたします。

田中専門委員会委員長

かしこまりました。それでは同じく5ページをご覧ください。専門委員会におきましては、まず前半に様々な意見を徹底的に出し尽くすというような形で議論の拡散を図ってまいりました。その中で、第2回公聴会におきましては、関係団体や専門家、特に専門家においては、長野県にゆかりのある環境法学者、それから再生可能エネルギーと地域との関係を研究する研究者、そして再生可能エネルギーと地域経済等との関係を研究する研究者、その3人の研究者がいずれも長野県出身、あるいはご家族が長野県出身というゆかりのある方をきちんとお招きして、県の事情が分かる方ということで図ってまいりました。

そして中間報告を行いまして、本審議会の意見を含めて、まずは幅広く意見を伺った後、今度はそれを整理するプロセスに後半は

入りました。

第3回専門委員会の委員長意見として、委員長である私と委員長代理の茅野先生と2人で整理した意見を委員会に提示し、その後、それをたたき形で、議論を今度は集約する形で進めてきて、今回の報告に至ったところでございます。

それでは、今度の報告のポイントについてご説明をいたします。詳細については、後ほど事務局から説明していただくこととして、9ページをご覧ください。これが全体のフローになります。

まず対象とするのは、地上設置型の太陽光発電は、原則として全て対象としていくと。10kW以上ですから、事実上全てということになります。

なぜ、この太陽光発電だけこのような条例が必要なのかということがパブリックコメントで出されましたけれども、その理由がありまして、現在、日本だけではなくて、世界全体において風力発電と太陽光発電が非常に爆発的な勢いで普及しているところでございます。中でも長野県においては、風力発電ではなくて太陽光発電がもっぱら普及しているところでございます。

本来であれば、今日、市長がご出席の安曇野市のように、きちんと地域の土地利用について合意形成だとか調整をする仕組みを持っていけば、実際大半のトラブルというのは発生しにくいものになります。

ところが、残念ながらそうしたものを持っているのは、日本全体で見ても安曇野市だけと本当に限られておりまして、県内の大半はそうした仕組みを持っておりません。

ですので、やはりこの地域と、新しく入って普及していく太陽光発電との間を調整する仕組みがどうしても必要だということになります。

その点、実は国際的にも同じような認識がされていまして、国際的な研究でも、再生可能エネルギーの社会的な受容性の研究というというような研究が行われているところでございます。

その中で特にコミュニティー、地域で受容していくには、大きく三つのことが鍵になると言われています。一つが再生可能エネルギーの利益やメリットがきちんと地域に及んでいるかどうかということです。これを分配的正義と専門的には言います。

二つ目に、この意思決定のプロセスがきちんと法令などに基づいて、住民参加、情報公開などが行われているか。これが手続的正義と言われています。

最後、その地域の人々と、特に地域外から来る事業者との関係になりますけれども、その間にきちんと信頼関係が構築されているかどうか。ですので、この分配的正義、手続的正義、そして信頼関係の構築、この三つに配慮されたような再生可能エネルギー、特に

太陽光発電をどのようにすれば普及できるのか。逆に言うと、そういうようなものに至らないものをどうやって抑止していくのかということが、今回のこの条例の素案の本流になっています。

その中で、やはり一番大事なことは情報公開と合意形成、住民参加がポイントになるということです。ですので、この全体のフローの中では、当然住民が非常に関心を持つ環境や景観の保全、災害の対策、それから維持管理、加えて地域社会への貢献、これらについてあらかじめ事業者さんに検討していただき、それを住民に情報公開、そして住民の意見を聞くというプロセスを設けた上で、県に許可申請、あるいは県・市町村等へ届出をします。

そして、その中にはきちんと維持管理の計画などもあらかじめ含めて、まだ事業者さんが事業計画を完全に固める前に、そのやり取りをすることで事業者さんがそれをまた反映しやすくするというのを、今回のこの仕組みの基本の原則としているところです。

そうは言っても、悪質な事業者さんは、ほとんどいないですけれども、たまに出てきますので、そうした場合には県が罰則や命令など、必要な措置を取れるように担保していくというところでございます。

今回のこの条例案のポイントは、情報公開と合意形成、ここにあるという点で、ここを丁寧に行うということで、他県よりも非常にそこが先進的に優れた条例案になっているのではないかと考えているところでございます。

詳細については、県の事務局から補足の説明をお願いいたします。

梅崎会長

ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、幹事からこれまでの審議会の意見への対応なども踏まえて、補足説明をお願いいたします。

平林ゼロカーボン推進室長

資料1-1の7ページをお願いいたします。

田中専門委員長のご説明とかぶる部分もありますが、地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例(仮称)の素案ということで、全体像を説明させていただきます。

条例の制定の趣旨、2050ゼロカーボンに向け、地上設置型の太陽光発電施設の適正な設置に関する手順・基準等を設けることにより、地域と調和した太陽光発電事業の普及を図るということを趣旨としております。

対象事業は、地上設置型の太陽光発電事業、10kW以上としたいと考えております。

手続・手法としては、まず、特定区域というものを設定させてい

ただきます。特定区域は地域森林計画対象森林区域、土砂災害特別警戒区域、砂防三法区域等を対象とし、これは県の許可制で対応していこうと考えております。

その下、50kW 以上の大規模事業につきましても、県への事前届出制、その他の事業については、市町村への事前届出制ということを検討しております。

その下に行っていただきまして、内容についてです。

①地域住民等への説明。事前着手前に事業基本計画の提出を義務づけます。内容としては、事業者名・規模、環境・景観配慮事項、災害対策、維持管理、地域社会に資する事項、こういったものを先に事業基本計画という形にして提出をお願いしたいと考えております。

また、この事業基本計画に関する説明会の開催を義務づけし、地域住民の方は、事業基本計画について意見の申出を可能とし、意見に対しては、事業者は誠実な対応に努めると。これは合理的な理由を文書等での応答は必須と考えているところでございます。

②安全確保措置といたしましては、特定区域内では、安全基準を満たさないものは事業禁止ということで許可制という形を取らせていただくと。その下、全ての区域において、斜度 30 度以上、おおよそ高さ 5m 以上の急傾斜箇所、そのほか災害のおそれのある箇所では、安全基準を満たさないものは事業禁止。許可制のところでは、届出制のところについては措置を求めていく。

その下、③環境・景観保全につきましては 50kW の事業につきましては、環境配慮区域内では、事業による影響を整理、環境保全の検討を義務づける。その下、全ての区域において、地域住民とは景観保全に関し意見の申出を可能とし、事業者は誠実な対応に努めるとしているところです。

続きまして 8 ページをお願いします。

④の法令遵守になります。法令遵守の誓約をお願いすることと、県内において現に太陽光発電事業に関する法・条例に違反または処分を受けた者など、不正な行為をするおそれがある事業者の許可については、欠格期間を設定したいと考えております。

その下、⑤維持管理、廃棄等。事業者の連絡先など標識の掲示を義務づけ。維持管理基準に従い、災害等の防止・環境保全・良好な状態の維持・適正な廃棄に関する維持管理計画の提出を義務づけ。維持管理計画に基づく管理状況について定期的な報告の義務づけ、をお願いしたいと考えております。

その下に行きまして⑥実効性の確保、手続・罰則等。工事着手、事業者・計画変更、廃止等に関して事前の許可申請や届出を義務づけ、指導・助言、報告・立ち入り検査、勧告、措置命令、違反事実の公表など、罰則として過料 5 万円以下を考えているところでご

ざいます。

田中委員長のご説明にもありましたが、情報の透明性の確保として、事業者に対して事業段階ごとに求める報告等については県がその情報を公開し、事業の透明性を確保する。事業基本計画の提出から廃止の届出まで、これらをデータベース化し、公表、地域住民の方が事業の進捗や運転状況を確認できる仕組みを設けたいと考えているところです。

その下、市町村条例との関係につきましては、現在 31 の市町村が既に条例を作っているところがございます。また、上記の報告等については、市町村にも送付し、市町村との情報の共有が速やかにできるような状況とし、許可申請の審査に当たっては、知事が事前に市町村長に意見を聴取する。

市町村長から意見の申出があった場合は、事業者は誠実な対応に努める。市町村条例により、県条例の目的が達成できる場合、既に条例がある市町村につきましては、県条例の規定の全部または一部を適用除外とする。

また、市町村において、県条例の上乗せも可能とする内容となっております。

その他条例の円滑な運用のための措置として、市町村や事業者からの相談への体制の整備や、基準・マニュアル等の整備、事業情報の提供体制の整備。促進区域内の地域脱炭素化促進事業で、一定の手續に沿った事業については一部手續を緩和。この促進区域については、最初の議論の中では、対象外にするという形も検討したところですが、住民合意の関係から、特別扱いはできないというような考えもあったので、住民説明会が地域住民の合意が取れている部分とかぶるような手續は免除するというようなことを考えております。

また、広く意見をいただいているのですが、既存事業についても一定の維持管理の状況等について報告を求めたいということで、そういった部分について検討しているところです。

資料 1-1 の 11 ページをお願いいたします。

中間報告のときに、環境審議会の委員さんからいただいた意見を、11 ページ、12 ページでまとめさせていただいています。これについても条例の中で対応する、また、今回直接条例に関わらない太陽光発電の普及促進ですとか、ゼロカーボンの普及促進に関しては、施策の中でしっかり対応していく、特に屋根太陽光の促進ですとか、専門委員会では小水力発電ももっと頑張ってもらいたいというお話もいただいておりますので、そういった部分については、条例とは直接関係ありませんが、施策としてしっかり対応していきたいと考えております。

加えまして、補足の説明をさせていただきます。

| | |
|------------|---|
| | <p>資料1-3、これは答申案という形で整理させていただいております。本日、これからご意見いただきますが、専門委員会としての検討報告書を基に、答申案という形で整理させていただきました。内容につきましては、検討報告書と同様の内容となりますが、例えば3ページの「はじめに」の部分で、専門委員会の委員長からの検討結果についてご報告いただくとともに、今般長野県環境審議会の意見として答申を取りまとめた旨等の記述を入れさせていただきました。</p> <p>検討報告書にあった「専門委員会での議論」という表記は、答申案の中では表記をしないという形で、体制についての整備だけです。内容については現在検討報告書と同じ形で整理させていただいている状況です。</p> <p>説明は以上です。</p> |
| 梅崎会長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>以上のご説明につきまして、ご意見、ご質問等がございましたらご発言をお願いいたします。</p> <p>小林委員、どうぞ。</p> |
| 小林委員 | <p>2点質問がありまして、資料の1-3の15ページに関し質問いたします。一つ目が、実効性の確保というところで、無許可で事業をやった場合に5万円の過料ということになっておるのですが、これは良い悪いという話とは別として、もし実効性の確保ということであると、この行政罰の5万円というのは事業者にとってあまり大したハードルにならないような気もするのですが、その辺はどうでしょうか。</p> <p>もう一つ、同じく(12)で適用除外の話があるのですが、これは具体的にどのようなものを想定していて、除外を設ける場合にはどのような形、条例とか、規則とかでするのかという話をお伺いしたいと思います。以上です。</p> |
| 梅崎会長 | <p>よろしく申し上げます。</p> |
| 田中専門委員会委員長 | <p>まず最初の質問については、委員長である私のほうから説明をさせていただきます。2点目については事務局のほうでお願いいたします。</p> <p>1点目につきましては、5万円以下の過料に処するというのは軽いのではないかという点ですけれども、まず実は、この太陽光発電で売電を行う事業者にとっては、この売電ができなければ実は事業が困難、すなわち収入が入ってこないということで、それが最大の打撃になります。</p> |

まず、固定価格買取制度に基づいた場合、この条例に違反しているということは、この固定価格買取制度で認定を取り消される要件となっておりますので、実質的にもうこれでは固定価格買取制度での売電が不可能になります。

ですので、まずはこの事業ができなくなるということで、5万円どころではない大きな損害を事業者は負うことになります。

2点目です。固定価格買取制度によらない場合、それは現在、大抵の場合 PPA と言われる、いわば直接買取を大抵の場合は県外の事業者さん、企業などが直接電気を買うという形で行うわけです。この直接電気を、再生可能エネルギーの電気を買う PPA を行うような、いわば買い手の企業さんといいますのは、大抵の場合、こうした環境だとか、こうした分野に関心が強いからこそ、高い値段であっても PPA という形で再生可能エネルギー電気を買うことになります。

今回この条例におきましては、違反などの事実があった場合、実は、県から PPA の買い手の事業者さんに通知ができるようになっていきます。当然こうした場合は、普通は契約違反になります。ですので、当然買取ができなくなる。ということは、結局事業者さんからすれば、この条例に違反するということは5万円以下の過料によるかよらないかに関係なく、実質的に太陽光発電の売電の事業ができなくなるということで、非常に大きな損害を受けることになります。

その結果、この条例は非常に大きな抑止力を持つと考えています。ですので、他県と横並びで5万円以下の過料にしているところですが、実はこの5万円以下の過料以上に非常に大きな影響を悪質な事業者さんに及ぼすことになるということで、十分に機能すると考えているところです。以上です。

2点目については、事務局からお願いいたします。

平林ゼロカーボン推進室長

市町村条例との全部、または一部の除外の関係ですが、資料1-1、9ページをお願いいたします。今後の条例の策定状況によりませんが、長野県の条例としては、この全体で条例を構築していこうと考えております。今、31の市町村が条例を既に作っておりますので、その条例とこのフローに基づいた県の条例案と比較して、県としてやって欲しい、例えば、事業基本計画の提出の部分などは市町村条例ではあまり取り入れられていないと思いますけれども、こういった部分は市町村にやっていただく。あと県が許可なり届出を受理するときの条件として、既に市町村条例がそれ以上の条件・ハードルを課しているというような部分は、県条例としての機能を市町村条例が担保できる形になりますので、その部分はこれから県の条例の制定と併せまして、各市町村の条例の担当者と個別

| | |
|--------------|---|
| | に整理しまして、この部分は県条例で、この部分は市町村条例で対応してくという整理を、これから詰めさせていただきたいと考えております。 |
| 梅崎会長 | 小林委員、いかがでしょうか。 |
| 小林委員 | 罰則以外の部分で実質的には担保されるということで了解しました。ありがとうございました。 |
| 梅崎会長 | 2点目はいかがですか。 |
| 小林委員 | 結構です。 |
| 梅崎会長 | 続きまして、辻委員、お願いします。 |
| 辻委員 | 質問で、資料1-1の7ページに地域森林計画対象（森林）区域という言葉があるのですが、その具体的なところはどのようなものなのか、保安林などとの違いを教えてくださいたいのと、二つ目の質問は、同じページの真ん中に、安全基準という言葉があるのですが、この安全基準というのとはどのようなものなのかというところを詳しく教えてください。 |
| 梅崎会長 | ご説明お願いします。 |
| 平林ゼロカーボン推進室長 | 地域森林計画は、計画的な森林の保全や育成するという目的でつくられている計画で、民有林の保安林ですとかそういったものは全て入っている状況でございます。 安全確保措置につきましては、これは災害を誘発しないように、今後、既存の法律やその安全基準に照らしながら、こういう工事をやるときにはこういう対策を取ってくれというところの基準をつくりまして、それを運用させていただくということになります。 |
| 辻委員 | どうもありがとうございます。 |
| 梅崎会長 | 続きまして、新芝委員、どうぞ。 |
| 新芝委員 | 事前に質問もさせていただいたのですが、安全確保ということで、パブリックコメントの中にもあるのですが、現在、農業の関係で地域計画というようなものを作っているという中で、先ほど専門委員の皆さんのほうからも、土地利用の調整というものができ |

ていない、安曇野市だけだという話があったわけですが、今回の調整の中でも、やはり地域計画の中で、この地域は農業振興をするのだというような所にこういった施設をつくるといった場合については、できれば誓約をしてほしいというところがあるわけですが、今回の条例では、安全確保というようなところが優先でありますので、目的がちょっとバッティングしてしまうようなところがありますので、そこら辺はどうお考えになっているのかということが一点。

それから、もう一点、これはそもそもの話になるかもしれませんが、太陽光発電施設の製造や設置、あるいは維持管理、それから廃業というような、これもパブリックコメントの中にあったわけですが、そもそもでございますが、脱炭素社会につながるのかという形で、どの程度の効果があるのかというようなことも、試算のようなものも行ったのかということをお聞きしたいです。よろしく願います。

梅崎会長

願います。

田中専門委員会委員長

最初の点については私のほうから説明をさせていただきます。今のご意見にありますように、やはり市町村によってはこの地域はこうしてほしいとか、なかなか県全体での一律の基準になじまないような市町村独自の意見、考え方があるのだらうと、この専門委員会の中でも議論してまいりました。

そうした市町村独自、あるいは地域独自の意見をどのように事業に反映させていくのかというときに、やはり基準を作ってしまうと、逆に言うとその基準を満たしてしまうと作ってもいいということになってしまうので、非常に難しいわけです。

そこで、専門委員会では、この条例案に二つの仕組みを入れました。一つは、9ページのフローをご覧ください。この第2段階の合意形成プロセス、事業基本計画の提出・公表・説明の段階、つまりまだ事業者が事業計画を完全に固める前の段階のものになります。骨子のレベルですけれども、事業計画の骨子のレベルにおいて、説明会を開いたり、説明会だけではなくて、一定の期間は必ず住民の意見を受け付けて、それに対して必ず根拠等を含めた意味ある応答をしなければならないというようなことを入れてあります。

ですので、単に聞き置くだけではなくて、事業者側はきちんと住民からの意見や質問に対して、きちんと根拠をもって答えなければならない。ここが一つポイントになります。

もう一つのポイントは、全てのプロセス、第1段階から第5段階まで全てのプロセスにおいて、知事もしくは市町村長が事業者に

意見を述べると。文書をもって意見を述べたり、質問したりする場合に、事業者がそれに対してやはり同じく、根拠をもって合理的な理由を示して答えなければならない、応答義務はあるというような仕組みを設けてあります。

ですので、地域によって、例えばこの地域はどうしてもこの地域の計画の観点から造らないでほしいというような場合は、ぜひそれは市町村長として意見を述べて、それにきちんと事業者が、ある意味どうしても造りたい場合はそれにきちんと合理的な根拠をもって答えなければならない、非常にハードルがあるわけです。

単に「造ります」と言うのだけでは駄目ということになりますので、そうした市町村や地域の細かい意見については、そうした形で地域ごとに反映させていくということが、この条例の素案の考え方になっているところです。

2点目につきましては、事務局からお願いいたします。

平林ゼロカーボン推進室長

太陽光発電施設が製造から廃棄までの一連の中で、脱炭素社会に貢献するのかというご質問です。

県として直接試算したものではありませんが、環境省が国の機関等を使いまして試算している資料によりますと、これは太陽光パネルの製造から廃棄までのライフサイクル全体について、二酸化炭素排出量でいきますと、造ってから廃棄するまでで出さであろう排出量が、太陽光パネルが発電を開始して2年から4年の間で、太陽光パネルの材質といったものもありますので幅があるのですが、数年で回収されるという報告がされております。

そういった中で、全世界的にも太陽光発電が脱炭素社会に有効だと整理されているところだと思えます。

ただ、今 LCA といいますか、ライフサイクルの各カテゴリーで排出量を出さないという取組みは、他の分野で既に進んでおりますので、特に太陽光パネルにつきましても、今後さらに回収期間が短縮されると考えております。説明は以上になります。

田中専門委員会委員長

補足をさせていただきます。今の事務局の説明に補足をいたしまして、実際には廃棄されることはなくて、大半は廃棄ではなくて、一つは中古市場に流れていきます。それについては、長野県内で有力な事業者さんが頑張っていて中古市場を開拓しようとしています。ネクストエナジーさんという会社です。

もう一つ、リサイクルに大半が回ります。このリサイクルはほとんど、ほぼ全てがリサイクルの部材になっていきます。それは、私がある千葉商科大学のある市川市に会社がある市川エンジニアリングさんという会社が、日本で一番の技術を持っているところです。

| | |
|--------------|--|
| | <p>ですので、むしろ技術的な問題というよりも、きちんと全量回収して廃棄される、あるいはもう使い終わった太陽光発電を全量回収して、中古市場もしくはリサイクルに回す仕組みが、今まだまだ整えられていない。つまり、技術の問題というより社会の仕組みの問題だと考えられています。</p> <p>ですので、現在そこを環境省で仕組み作りを検討していると聞いております。以上です。</p> |
| 梅崎会長 | <p>ありがとうございました。 新芝委員、いかがですか。</p> |
| 新芝委員 | <p>ありがとうございました。大変勉強になりました。</p> |
| 梅崎会長 | <p>新芝委員からは、事前に質問も出されていますけれども。</p> |
| 平林ゼロカーボン推進室長 | <p>同様の内容です。</p> |
| 梅崎会長 | <p>分かりました。 続いて、大和田委員、どうぞ。</p> |
| 大和田委員 | <p>質問というより意見ですが、今回はこの地域と調和した再生可能エネルギー事業の推進に向けた条例に関する検討ですので、建物の設置にする太陽光の議論ではないと思うのですが、住民主体のCO2削減活動について、長野県としては屋根置き太陽光ですとか、建物の断熱性能の改善というのを強く進めていらっしゃるかと認識しています。</p> <p>その際に、一部の学校で断熱性能に関するワークショップであるとか、学生による改修などが行われているともお聞きしているのですが、こういった断熱性能に関する支援や建物の太陽光発電、エネルギーの地域自給の向上といった観点について、直接関わりはないかもしれませんが、なかなか委員会に参加できないものですからこの機会にお尋ねする次第です。</p> |
| 平林ゼロカーボン推進室長 | <p>学校での断熱のワークショップは、もともと白馬高校の学生主体で進められたものです。それが波及して県内の学校にも広がっています。あとは、長野県としても断熱のワークショップ、他の、例えば義務段階小中学校などにも広げられるように今後検討しているところです。</p> <p>あと、委員ご存じかもしれませんが、例えば「信州ゼロカーボン</p> |

| | |
|-------------------|--|
| | <p>BOOK」といった冊子も作っております、小学生に配ったりですか、ちょっと汚いのですが「うんこドリル」はご存じでしょうか。小学生に人気がある「うんこドリル」というものがあるのですが、その出版社と連携させていただいて、ゼロカーボン用の「うんこドリル」を作って、それを小学生に配付したりしておるところでございます。</p> |
| <p>大和田委員</p> | <p>ありがとうございます。地域と調和した太陽光発電事業所というのは、外部の資本の方がつくるケースが多いと思うので、ぜひ、地元の資本であるとか、住民が主体となって力強く進めていくということを、環境先進県の長野県に多くの国民が注目をしているという観点から、引き続き先進的な取組を進めていただければと思います。よろしくお願いします。</p> |
| <p>田中専門委員会委員長</p> | <p>1点補足をさせていただきます。長野県の先進的な高校生達の教室を自分たちの手で断熱改修をしていくという取組に、実は私がいる千葉商科大学でも大変に感銘を受けて、一昨年に学生たちが上田高校でやった授業に学び、昨年度全国の大学で初めて千葉商科大学でも行いました。今年も行う予定です。</p> <p>ですので、長野県の高校生たちが始めたモデルが、今全国に波及し始めているということも併せて添えておきます。以上です。</p> |
| <p>梅崎会長</p> | <p>ありがとうございました。</p> <p>他にご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>中川委員、どうぞ。</p> |
| <p>中川委員</p> | <p>専門家委員会の大変真摯な議論に感謝することと、私も2、3回目に傍聴させてもらい、委員長の意見をまとめたものも拝見いたしました。本当にありがとうございました。</p> <p>幾つか質問があるのですが、今も出た議論の中で、市町村の条例との関係の中で、例えば富士見町の職員の方も専門委員会の委員に入っておられて議論されていると思うのですが、富士見町の条例のほうが、ある意味非常に厳しい条例になっていて、それが、例えば憲法に基づく財産権の問題とも抵触するようなところがあるので、僕は、調整が県の条例としても必要なのかなと。今の感じだと富士見町のほうが上になってしまっていて、何かあったときに困るなという、そんな議論は何かあったのか、もしあれば教えてください。</p> |
| <p>田中専門委員会委員長</p> | <p>ありがとうございます。今の点につきましては、やはり非常に細かい法技術的な難しい点がありますので、そこについては事務局</p> |

| | |
|---------------------|--|
| <p>中川委員</p> | <p>で、県の法務と町の法務と、かなりしっかり細かい調整をしていかにざるを得ないだろうという認識に立っていますので、それは今後の調整になっていくのだろうと、委員会としては認識をしております。</p> <p>そうすると、県の担当課とすれば、その調整というのは条例の中というよりも、施策の展開の中で検討していくということでしょうか。</p> |
| <p>平林ゼロカーボン推進室長</p> | <p>先ほどもご説明しましたが、これで県の条例の詳細の部分が固まる過程の中で、富士見町さんは富士見町さんとして条例ができていますので、その部分でのバランスをどう調整していくかというのは法務的な観点の中でもしっかり個別に精査していただくことになります。</p> |
| <p>中川委員</p> | <p>二つ目ですが、事業者とのやり取りの中で、合理的な回答を求めるとなっています。例えば安曇野市の場合は、土地利用条例の中でいえば、そのやり取りも含めて市の審査委員会が最終的にその妥当性について判断をするということになっています。県の条例の場合、その妥当性の審査ということについてはどのような議論があったのでしょうか。</p> |
| <p>田中専門委員会委員長</p> | <p>ありがとうございます。その点については、同じようにその情報については全て届出をして、届出、あるいは許可書類に全部添付をすることになります。そして公開されますので、まずはその議論がきちんと誠実に行われたのかどうかというのは、多くの人々がまず知るところになります。</p> <p>2点目について、その妥当性の判断は第一義的にはその事業者に委ねられます。つまり事業者が事業を行う者の責任としてこの手続、きちんと条例をやったのかどうかということになります。</p> <p>一般的に考えていくと、このように公表の仕組みを設けておくことで、99%位、ほぼ全ての事業について問題はないだろうと。問題は極めて悪質な場合です。その場合については県がやはり許可、あるいは届出の書類として不備があるかどうか当然確認しなければなりませんので、当然その要件として満たしていない場合は、それは届出、あるいは許可の受理の要件を満たしていないことになります。そこについては、県、あるいは市町村、特に県の場合ですけれども、専門家等の意見を聞いて、最終的に行政が判断していくというような仕組みになっていると認識をしております。</p> |

| | |
|------------|--|
| 中川委員 | <p>確認ですけれども、50kW 以上の特定区域内の事業については、申請を県が許可しない、最終的にですね。10kW の以上の場合、もしそれが不備であれば、受理をしないという判断が、妥当性の判断としてあるという理解でいいですか。</p> |
| 田中専門委員会委員長 | <p>正確に言うと、妥当性というよりも、つまり届出の一定の要件を満たしていないということになるのだろうと。つまり、妥当性というふうに言いますと非常に難しい、法令的に難しいところになってきますけれども、少なくとも合意形成できていると、客観的に認められる状況が必要なわけですので、当然それは要件、届出の条件を満たしているかどうかということは、当然確認せざるを得ないということなるだろうと認識しています。</p> |
| 中川委員 | <p>もう一つすみません。既存施設への対応について、報告書のほうでは触れられているのですが、答申の中で既存の施設への対応ということはどこか記載されているでしょうか。</p> |
| 田中専門委員会委員長 | <p>基本的な考え方だけまず説明しておきます。まず、既存のものについてはやはり非常に難しいです。一律で同じ条例を後からやるということは非常に難しい。では、どうすればできるか。最低限必要なことは、県が条例と同等の対応、あるいは市町村の条例と同等の対応を事業者に求めることができる根拠規定が最低限必要になるだろうと考えています。</p> <p>つまり、根拠なしに、こういうような維持管理計画を出してくださいとかというようなことは非常に難しいので、やはり最低限求めることができる規定は必要だろうと認識をしています。</p> |
| 中川委員 | <p>条例の中に既存のものに対することもちゃんと触れる必要があるなと思います。</p> <p>それからもう一つだけ。これが最後です。(資料1-2の20ページ、第5)附帯意見の6の条例との整合性の検討のところ、「同様の影響をもたらす開発行為等に関する他の規制をレビューし、本条例との整合性を図る」、これはある意味当たり前のことですが、現実にはそこが一番引っかかっていて、例えば森林法が適切に運用されていないだとか、県の砂防条例に基づいてきちんと届出がされずに勝手に開発行為がされているだとか、そういったことがあるので、もちろん条例を作った後もそうですが、今この段階で、やはり林務部なり、建設部なりとのすり合わせというのをきちんと行っておくべきかなと思うので、その点、すり合わせができていいのか確認をしておきたいと思います。</p> |

| | |
|--------------|--|
| 田中専門委員会委員長 | <p>まず、その点について、専門委員会の考え方を先に説明しておきます。</p> <p>これはどういうことかと言いますと、これは公聴会でも出てきたのですが、本来であれば市町村、あるいは県などの自治体に、その地域の土地利用をきちんと管理する権限が法令で付与されているというのが、他の国々、特にヨーロッパなどの先進国においては当たり前になっていると。</p> <p>問題は、それが日本の場合存在しないので、それを何とかしなければいけないというところで、この条例案が出てきたのだと考えられています。つまり太陽光発電が急速に普及する中で、まずはこれを何とかしなければいけない。</p> <p>一方で、太陽光発電は造っては駄目だけれども、例えば本当に極端な言い方をしますと、太陽光パネルがなくて、鏡を同じように並べたものだったらいいとかというふうになると、それはやはりおかしい。つまり法令として整合性が取れていないということになります。</p> <p>本来であれば、土地利用計画があって、例えば安曇野のようにあれば、さほどそんなに問題はないのですけれども、やはりそれが全体的に法令が古いですので、例えば県から国に対してそういうような法令の整備を求めるとか、あるいは条例とかにおいても、あるいは景観においても、太陽光パネルは駄目だけれども、全く別の奇抜なものならいいとかということにならないように、今後レビューと調整をお願いしたいということがこの趣旨になります。</p> <p>では、県の中でどのように説明するのか、お願いします。</p> |
| 平林ゼロカーボン推進室長 | <p>維持管理の関係ですが、資料1-3の8ページ、最後から2行目、その他条例の円滑な運用のための措置ということで、「既存事業についても一定の維持管理の状況等について報告」ということで、こちらの資料で整理させていただいたのですが、検討報告書の中では、第4回専門委員会の中で触れさせていただいたものが、答申案のほうで反映できていない状況ですので、これをしっかり整理させていただいて反映させていただきます。</p> |
| 田中専門委員会委員長 | <p>最後の質問で、これは県庁の中ではどのように調整を進めていますかと。基本的な考え方は私のほうから説明したので。</p> |
| 平林ゼロカーボン推進室長 | <p>各法律を持っているセクションがありますので、林務部ですとか、建設部、そちらのセクションと調整を取りながら作っていきます。</p> |

| | |
|--------------|---|
| 中川委員 | <p>私が聞きたかったのは、現段階ですり合わせができてきているのか。つまり、そもそもスタートした時点で、一番の問題は林地開発が不適切に行われているという案件で、もちろん業者が変な業者、悪徳業者であったということもあるのですけれども、結果として森林法に適切な対応ができていなかったり、あるいは県の砂防条例に違反をした対応をしている業者がいたりということがあるので、現時点でも、当然すり合わせができていなければならない課題だという意味で、現状はどうですかという質問です。</p> |
| 平林ゼロカーボン推進室長 | <p>例えば、安全対策とかで基準の上積みが必要ですか、そういったものも各セクションと調整しながら、今検討している最中です。</p> |
| 中川委員 | <p>分かりました。</p> |
| 梅崎会長 | <p>ただいまの中川委員のご質問に関連して、先ほど既存事業についての維持管理については、答申書のほうに記述を追加していただくということによろしいですか。</p> |
| 平林ゼロカーボン推進室長 | <p>はい。</p> |
| 梅崎会長 | <p>併せて、先ほど一緒に説明された促進区域内の一部緩和も含め、記述はここに載せていただくことはできるのでしょうか。</p> |
| 平林ゼロカーボン推進室長 | <p>整理させていただきます。</p> |
| 梅崎会長 | <p>その2点について、答申のほうに追加いただくということですね。分かりました。 もう一点、確認ですが、少し整理してご説明していただきたいのですが、住民合意形成プロセスについて、それを情報開示するということがまず大事だと思うのですが、なかなか合意形成をどこで判断するかということが難しく、これが一番の問題になると思うのですが、このことについてはどのようにお考えでしょうか。</p> |

| | |
|--------------|--|
| 田中専門委員会委員長 | <p>ありがとうございます。やはりそこが非常に難しいわけです。つまり、誰が合意形成できたかというのを、例えば、これを事前に県や行政と置いてしまうと、行政手続法等に色々な問題が出てきます。つまりそこに抵触してくるわけです。</p> <p>ですので、判断の主体は事業者にしてあります。ただ、そのための手続は設けている。どのような説明会、どのような応答をしなければならないかということは、この中で意味のあること、合理的な理由を付したものですけれども、そこについては今後、県のほうで解説、マニュアル等、あるいは指針等で決めていくと認識をしております。</p> <p>ですので、附帯意見の中の20ページの1に、そのことをしっかりやるようにということを記載しているところでございます。</p> |
| 平林ゼロカーボン推進室長 | <p>すみません、資料1-3の答申案に11ページの(12)のところ、「促進区域における地域脱炭素化促進事業で本条例に基づく地域と調和した事業に向けた住民合意プロセス等が担保されているものについては、事業促進の観点から条例上の手続について配慮すること」ということが入っておりますので、追加では先ほどの維持管理の項で整理させていただきます。</p> |
| 梅崎会長 | <p>分かりました。既存事業のほうを追加していただくということになりますね。</p> <p>今の田中委員長のご説明ですと、合意形成プロセスをしっかりとやっていただいて、事業者のほうで申請のところにそれを提出していただくということですか。</p> |
| 田中専門委員会委員長 | <p>それが全て公開されるというところが、もう一つのポイントになります。文書でのやり取りも含めて公開になります。</p> |
| 梅崎会長 | <p>中川委員、よろしいですか。</p> |
| 中川委員 | <p>はい。</p> |
| 平林ゼロカーボン推進室長 | <p>中川委員のご質問で、他部局との調整は、庁内連絡調整会議というのを設置しております。基準のすり合わせは随時やっている状況でございます。</p> |
| 中川委員 | <p>安全基準ですね。そうだと思うけれども、そもそもその条例違反、あるいは法令違反の設置が行われてきているから、住民とのあつれきが現実には起きているわけですね。</p> <p>それがそもそもこのスタートになっているわけで、安全基準は</p> |

今後当然だと思ふのです。例えば、森林開発、林地開発の場合に、今回は0.5 haまで下げられたわけです。そのときに、0.5 ha以上の開発をした場合、例えば、これが法改正がされて、これまで30年確率の雨に耐え得る施設というものが、今後は50年確率の雨に耐え得る施設にしていかなければいけない。それは当然、その安全基準に基づいて造られていかなければいけないということになるわけです。

ところが、現実には起きていることは森林法逃れの開発が行われているわけです。今までで言えば1 ha未満の開発を今年やって、次の年に0.5 haの開発をして、次の年に0.3haの開発をしましたと。見渡してみたら1 ha以上の林地が開発をされているというようなことが起きている現実があるものだから、そういう意味で、森林法や砂防法との適用をきちんとやるということが、当然今までもされていなければならないけれども、新たに条例をつくる際にも、当然それはお互い協力してやっていかなければいけないという課題があるということです。

平林ゼロカーボン推進室長

運用部分に関しても、庁内で連携をしっかりと取らせていただいでやっていきたいと思っております。

梅崎会長

引き続き、太田委員、どうぞ。

太田委員

太田でございます。安曇野市長でございます。先ほど来安曇野市の規制について幾つも評価をいただいておりますけれども、実際の問題で言いますと、例えば、私どもは今回3月にソーラーパネルに関する規制条例をつくりまして6月から施行したわけですが、その基になったのは、私どもがやっている田園環境地域における開発が非常に綱にかかってくるわけですが、特に農振農用地のところについての開発がすごく厳しいわけですが、例えば資料1-3の17ページの附帯意見の5にございますように、営農型の太陽光発電、これが実は私どもの今の事業の指定の中の規制ができなくて、特にこの場合は農振農用地の関係は、農地の一時転用でできるものですから、地元の説明会も必要ないという状況だったので、これでは駄目だということで、あえて、太陽光パネルに関する条例を作って、住民説明会とか、私どもは合意形成と言っていますが、それをあえて入れたのはそういう理由でございます。

もう一つ、先ほどプロセスの話がございましたけれども、この条例の施行以前に、安曇野市のある地域で、森林地域におけるソーラーパネルに関わる開発を私どもの審議会の意見を受けて不認定としました。

| | |
|-------------------|---|
| | <p>この理由は、特に住民説明会における応答が誠実さを欠くということで、その際、はいはいと言っているだけで、その後、文書における答弁が全く出てこないということが繰り返されましたので、不認定とすることになりました。</p> <p>プロセスにおける情報公開と住民への真摯な説明が大変必要だということで、この条例については特に修正とかそういう意味ではございませんが、状況だけ知っていただきたくて、あえて意見を申し上げました。以上です。</p> |
| <p>田中専門委員会委員長</p> | <p>ありがとうございます。全くおっしゃるとおりだと思います。そうしたプロセスがないと、今度は逆に地域の人たちでみんなで行おうという場合も、逆にその人たちは丁寧に合意形成をやっていきますので、そっちがむしろコスト高になって、長期になって負担になってくると。一方、悪質な事業者ほどそこをネグっていくと。</p> <p>ですから、やはりそこはきちんとルールを作って、悪質な事業者がそういうことをやらないようにしていくということが、この条例の趣旨にもなりますので、また合意形成について、全く先ほどの説明、中川委員への説明と同じ趣旨です。そうしたことができれば、やはり駄目だろうということです。</p> |
| <p>太田委員</p> | <p>条例制定のきっかけになったのは、まだ基本計画等が示される以前の段階だったのですけれども、農村集落の中に当然、農振農用地の水田があって、数haに及ぶ一帯の地で、そこに営農型太陽光発電を造るという計画がうわさされまして、それは、併せて集落のど真ん中に高さ2m50cm位で、下に営農ができる形での施設ができるということで、これは周辺の住民たちが非常に不安に思っていました。個別に私のところに色々な話がございました。</p> <p>それが一つのきっかけであったことは、ご承知いただきたいと思います。</p> |
| <p>田中専門委員会委員長</p> | <p>ありがとうございます。非常に重要だと思います。</p> |
| <p>梅崎会長</p> | <p>少し時間も超過してまいりました。答申案に修正を求める意見のみのご発言をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。他にご意見よろしいですか。</p> <p>これまでの様々な意見を調整していただいて、大変ご苦労いただいたと思いますが、答申いただいてありがとうございました。</p> <p>本日も、委員の皆様から幾つかのご意見をいただきました。幹事のほうで反映できる部分もありますので、その修正をいただきまして、語句につきましては会長一任ということで答申させていた</p> |

| | |
|----------|--|
| 梅崎会長 | <p>だきたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>< 「はい」の声あり ></p> <p>ありがとうございます。ご異議がありませんので、それでは本件につきましては、そのように決定いたします。</p> <p>ただいまの決定を受けて、事務局から何かコメントはあるでしょうか。</p> |
| 諏訪環境部長 | <p>環境部長の諏訪でございます。ただいま答申案を取りまとめいただき、大変ありがとうございました。</p> <p>3月17日に諮問しました本案件でございますが、本日、田中委員長より専門委員会の検討結果についてご報告をいただき、ご審議いただいたところでございます。</p> <p>審議会委員、そして田中委員長はじめ専門委員の皆様には、短期間のうちに専門的な知見、ときには生活者としての視点も加えながら集中的にご審議をいただき、答申をお取りまとめいただいたところでございます。改めまして、誠にありがとうございました。</p> <p>今回ご議論いただいた野立て太陽光発電事業につきましては、防災面、環境面、景観面など課題の裾野が非常に広いということ、それから、県民や事業者のご意見などが複雑に交錯するような問題であるということで、こうした中で皆様方におかれましては、本県にふさわしい事業の在り方、普及の在り方につきまして、方向性をお示しいただきました。</p> <p>今後、県といたしまして、スピード感をもって条例制定に向けまして作業を進めてまいります。</p> <p>今後も、引き続きのご指導、ご鞭撻をお願いいたしまして、御礼といたしたいと思っております。誠にありがとうございました。</p> |
| 梅崎会長 | <p>どうもありがとうございました。</p> <p>引き続きまして、審議事項イ、知事から本審議会に諮問がありました、「第二種特定鳥獣管理計画(第5期ニホンザル管理)の策定」でございます。</p> <p>本件は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第7条の2、第3項において準用する同法第4条第4項の規定により、都道府県知事が第二種特定鳥獣管理計画を策定するに当たり、当審議会の意見を聞かれているものでございます。</p> <p>それでは、幹事から説明をお願いいたします。</p> |
| 塚平鳥獣対策室長 | <p>鳥獣対策室の塚平と申します。よろしくお願ひいたします。</p> <p>資料2-1を御覧いただきたいと思います。「第二種特定鳥獣管</p> |

理計画(第5期ニホンザル管理)の策定について」でございます。

1の計画策定の目的でございます科学的・計画的な保護管理により、ニホンザルと人との緊張感あるすみ分けを図り、ニホンザル個体群の長期にわたる安定的な維持及び農林業被害の軽減と人身被害の防止を図ることを目的として策定するものでございます。

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」、いわゆる鳥獣保護管理法第7条の2の規定に基づき策定するものであります。

なお、計画の策定に当たりましては、地域の関係者や専門家等との幅広い合意形成を図るという観点から、今回諮問させていただいたところでございます。

2の計画の期間でございますが、今回の策定は、令和元年度からの第4期計画が本年度末をもって終了することから、引き続き令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間の第5期計画を策定して、ニホンザルの管理を実施しようとするものでございます。

また、これまでと同様、県内全域を計画対象といたします。

4の策定スケジュールでございます。ニホンザルの保護管理につきましても、ニホンザルの生態や対策に関する専門的な議論が必要となりますため、また第4期計画までの経緯を踏まえた検討となりますため、研究者等からなるニホンザル専門部会で検討を進めさせていただきます。

また、部会による検討結果を、例年どおり特定鳥獣保護管理検討委員会で総合的な見地から検討をいただきます。

専門部会及び検討委員会で検討いただいた結果を計画の素案といたしまして、11月を目途に本審議会に中間報告とさせていただきます。委員の皆様には、計画素案に対するご意見を賜りたいと思っております。

本日はここで、ニホンザルに関する現状について説明をいたします。

ニホンザルの生息状況でございます。平成29年度の調査時と昨年度令和4年度の調査時とを比べますと、推定個体数は横ばいで、群れ数はやや増加と推定してございます。

2ページをご覧ください。

図1は、ニホンザルの生息分布でございます。市町村や猟友会、それから鳥獣保護管理員の方などへのアンケート調査、また市町村が作成している被害防除年次計画の情報を基に、ニホンザルの生息分布を作成しています。前回の調査時と比べて生息分布に大きな変化はないといった状況です。

また、被害状況でございます。ニホンザルによる被害は県全域で農業被害、林産物被害、生活被害や人身被害が発生してございま

す。農業被害額は、農地周辺の電気柵の設置や追い払い等の被害防除対策、それから農作物残渣や廃果等の誘因物除去、緩衝帯整備、個体数管理といった総合的な対策の効果により減少傾向にございますけれども、令和3年度では、約6,800万円の被害が発生しているところでございます。

3ページをご覧ください。

ニホンザルの個体数管理、つまり捕獲でございますけれども、多くの市町村で実施してございます。加害個体の捕獲により被害減少につながった地域もあるのですが、一方で、加害する群れや個体を見極めずに捕獲が実施され、被害の減少につながっていない地域も見られております。

このため、加害群れや加害個体を把握した上での効果的な捕獲に取り組む必要があると考えております。

以上のニホンザルに関する現状を踏まえて、第5期計画を策定していくわけにございますけれども、その考え方をご説明いたします。

まず、第5期計画の基本的な考え方は、群れの加害レベルに応じた総合的な被害対策、具体的には農地等への電気柵の設置や追い払い等の被害防除対策、それからニホンザルを集落に寄せつけないための誘因物除去や緩衝帯整備による被害地の管理、加害群れ並びに加害個体を特定した上での適切な方法による捕獲を行う個体数管理、この三つの対策から成る総合的な被害対策に取り組むとともに、モニタリング等による被害防除計画の見直しを実施することとしております。

第4期計画の策定に当たりましては、対策の効果により被害が減少している地域がある一方で、地域が一体となった追い払いや効果的な捕獲ができていない等の課題のある地域が見られた点、これが留意事項として挙げられます。

このため、第5期計画では、第4期計画の目標、管理の考え方を基本的には踏襲したいと考えておりますけれども、専門部会におきまして、これらの課題について検討してまいりたいと考えております。

また、市町村が作成しておりますニホンザル被害防除年次計画につきまして、県野生鳥獣被害対策支援チーム及び現地機関職員で構成される(★言葉が抜けたので補足)野生鳥獣被害対策チームが必要な助言や支援を行い、効果的な対策を推進する体制を引き続き検討してまいりたいと考えております。

説明は以上になります。よろしく願いいたします。

梅崎会長

ありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらご発言をお願いいたします。

| | |
|-----------------|--|
| <p>中川委員</p> | <p>中川委員、どうぞ。</p> <p>私の住んでいる松本市の、ここでいう北アルプス山麓地域、梓川地区ですが、やはり結構サルの被害が多くて、梓川地区全体の防護柵の報告がこの中には出ているのですが、ちゃんとやっているところは防護柵があつて、その上に電気柵があつて、それからイノシシ対策の下に電気柵をもう1個やっているんです。</p> <p>サルは、電気柵があつても電気が通っていない支柱をつかんで電気柵を乗り越えてきてしまう。</p> <p>もう一つは、やはり木が大きく繁茂して、電気柵の上まで木が茂ってしまって、そこを渡って下りてくる。これは課題の中にも入ってはいましたけれども、そういう課題もあつたり、一生懸命やっているところでもそういう状況があるというのが一つ。</p> <p>二つ目の問題は、集落に基本的にお願いをすることが多いのですけれども、やはり高齢化で追い払いもできなければ、皆で何とか対策をするという会議もなかなかやれないという状況があつて、これはもう少し市町村なり県なりが頑張らないと、なかなか難しいなと、これは感想です。</p> <p>それから三つ目ですが、前回、茅野のシカをやったのですが、あのときに私が質問したのは、農業被害額は茅野市全体の被害額ですよと。前回議論した区域のシカがどの程度の影響があるのか分からないという回答だったのです。</p> <p>ただ、サルの場合、これは加害群れ並びに加害個体を特定した上での適切な方法による捕獲となるので、これはやはりそういうことがきちんと他の鳥獣でもやればよいなとは思うのですけれども、これがきちんとやればよいのかなとは思いました。これは感想ですけれども、もしコメントがあれば。</p> |
| <p>梅崎会長</p> | <p>お願いできますか。</p> |
| <p>塚平鳥獣対策室長</p> | <p>1点目の防護柵や、今繁茂してくるという点につきましては、やはり継続的な維持管理というものの必要性は感じております。また、電気柵の支柱につきましても、そこの途中で電気が通じるようなものもございますので、そういったものの普及も課題かと思っております。</p> <p>2点目の高齢化による集落の対策が難しくなるという点はそのとおりだと思います。サルが加害してこないような状況というのを、今の社会状況の中でどう作っていくのかは、しっかり議論してまいりたいと思っております。</p> <p>3点目のサルと他の鳥獣の違いという点で申し上げますと、サルにつきましては群れで移動することが多くございまして、そう</p> |

| | |
|----------|--|
| 梅崎会長 | <p>いった意味で、その加害個体を特定することは比較的しやすいのかなと思っていますが、一方でシカですとか、イノシシとか、群れで移動することがそんなにはございません。そういった中で、どのシカ、どのイノシシが出てくるというのは特定するのはなかなか難しいかという状況でございます。</p> <p>今のご回答に関連しまして、生息状況の個体数、群れ数の調査方法について少しご説明いただけますか。</p> |
| 塚平鳥獣対策室長 | <p>先ほどご説明しましたニホンザルの生息数の推定方法でございます。アンケート調査の中から、サルが生息するところをメッシュで区切りまして、そこにサルがいるいないというものを落としていきます。そのメッシュ内に大体どの頭数のサルがいるかというものを、過去の研究論文から確認をしまして、その数×メッシュ面積といったところから推定をしているところでございます。</p> <p>ただ、どこのメッシュまでを計算の対象に加えるのか、もしくはそのメッシュの中の生息頭数の密度、濃い・薄いというものもございますので、正式な生息数、生息群れ数につきましては、専門委員の中でまた議論をしていきたいと考えております。</p> |
| 梅崎会長 | <p>ニホンザルの生態について全然詳しくないのですが、棲み処といますか、そういうのは特定できるのですか。どのような生活環境を取っているのでしょうか。</p> |
| 塚平鳥獣対策室長 | <p>基本的にサルは山の中で生活をしております。群れ・集団で行動することが多いのですけれども、奥山からエサを求めて里のほうにもたまたま下りてくることがあり、そのときに農作物ですとか、そういったおいしいエサがあると、必ずそこを通過して行動するようになり、最初は人間に対して恐怖心を抱いていたものが慣れてしまって、どんどん凶暴なサルになっていってしまうという状況であります。山の中から人里を周回するような形で生息しているという状況です。</p> |
| 梅崎会長 | <p>ありがとうございました。他にご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>清野委員、どうぞ。</p> |
| 清野委員 | <p>私も感想の範囲ですけれども、第4期計画を拝見させていただいて、啓発活動が必要だということを謳われているのですけれども、やはり自分の地域で直接的に被害がなかったりするとどうしても意識が薄れる面がありますので、いつ移動して来るかも当然</p> |

| | |
|------|---|
| | <p>分からないわけなので、意識をして知っておくことは、防除という か、そういったことは必要だと思しますので、啓発活動をこれから も強めていっていただきたいと思ひます。</p> <p>その中で様々なステークホルダーが一体となって啓発活動に取り 組みますというところがあるのですが、それが大変重要だと思 ひます。今、森の里親制度などで森林整備活動を企業等お子さんた ちを含め行っていると思うのですが、そういったところでもきち んとお伝えしていく必要があるのではないかとと思ひておりますの で、今後も、ぜひそちらのほうも強めていただければと思ひます。 以上です。</p> |
| 梅崎会長 | <p>他にご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>よろしいでしょうか。他に発言がないようですので、この案件の 取扱いにつきましてお諮りいたします。</p> <p>本件につきましては、幹事からの説明にもありますように、さら に専門的に検討していく必要があると思われまひます。特定鳥獣保護 管理検討委員会において調査・検討を行い、検討結果を本審議会に 報告していただいた上で、再度審議していただくことにしたいと思 ひますが、よろしいでしょうか。</p> |
| | <p>< 「はい」の声あり ></p> |
| 梅崎会長 | <p>それでは、本件につきましては、そのように決定いたします。ど うもありがとうございます。</p> <p>以上、本日予定しておりました議事は全て終了いたしました。 全体を通じて何かご意見、ご質問等はございますでしょうか。よ ろしいでしょうか。</p> <p>よろしければ、以上をもちまして本日の議事を終了し、議長の務 めを終わらせていただきます。どうもありがとうございます。</p> |
| 司会 | <p>梅崎会長、委員の皆様ありがとうございました。以上で本日の審 議会を閉会させていただきます。</p> <p>なお、次回の審議会は9月14日を予定しております。詳細につ いては改めてご連絡させていただきます。</p> <p>本日は大変お疲れさまでございました。</p> |